

旧狛江第四小学校跡地整備基本計画策定委員会の設置及び運営に関する規則

令和6年3月26日

規則第23号

(目的)

第1条 この規則は、旧狛江第四小学校跡地整備基本計画を策定するため、狛江市附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）第2条第2項の規定に基づき、狛江市の附属機関として設置する旧狛江第四小学校跡地整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 旧狛江第四小学校跡地整備基本計画の課題等の整理及び策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 識見を有する者 1人
- (3) 多摩川住宅街づくり協議会より選出された者 2人
- (4) 公募市民 3人以内
- (5) 市職員 3人

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。